

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条及び津山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年津山市条例第 1 7 号）第 9 条の規定に基づき，平成 2 5 年度に津山市が行う一般廃棄物の処理に関する計画を定めたので，次のとおり告示する。

津山市長 宮 地 昭 範

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 計画人口(H25.1.1 現在)

計画処理区域	津山市全域 1 0 6 , 5 5 6 人
--------	-----------------------

(2) 総発生量の見込み

ごみ	3 0 , 4 2 0 t / 年
し尿，浄化槽汚泥	5 7 , 4 0 0 t / 年

(3) ごみ，し尿，浄化槽汚泥等処理計画量

ごみ	市計画収集	1 7 , 7 2 0 t / 年
	直接搬入	1 2 , 7 0 0 t / 年
	計	3 0 , 4 2 0 t / 年
し尿，浄化槽汚泥	許可業者	5 7 , 4 0 0 kl / 年
	直営収集	0 kl / 年
	計	5 7 , 4 0 0 kl / 年

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

項 目	内 容
(1) 広報及び啓発の推進	・ 広報つやま ・ ごみ分別辞典
(2) 家庭ごみの分別排出の徹底	・ ごみ分別チラシ ・ ごみゼロ新聞 ・ 収集日程表（地区別・全市分）
(3) リユースの促進	・ リユースプラザ津山「くるくる」の運営
(4) 集団回収，拠点回収等の促進	・ 子ども会，PTA，町内会等による集団回収の奨励 ・ 青空リサイクルプラザによる資源化物の回収 ・ スーパー店頭での缶，びん，ペットボトルの回収
(5) 町内リサイクルの推進	・ 全町内会で缶，びん，ペットボトルの分別回収実施（久米地域はペットボトルを除く）
(6) 生ごみ処理機等の普及促進	・ 生ごみ処理機購入補助 1 0 0 台 ・ コンポスト，ボカシ容器購入補助 1 8 4 台
(7) 家庭ごみ有料化によるごみ排出の抑制	・ 指定ごみ袋制による有料化の継続
(8) 廃棄物処理施設へのごみの搬入点検	・ 不適正持込については，排出者と搬入者を指導

(9) 家電リサイクル法による廃家電製品のリサイクル	・義務品目（テレビ，エアコン，洗濯機，冷蔵庫，冷凍庫，衣類乾燥機をいう）の受入停止 ・義務品目の収集及び指定引取り場所への搬送
(10) 資源有効利用促進法によるパソコンのリサイクル	・事業用，家庭用パソコンの受入れ停止
(11) つやまエコシステムの活動推進	・マイバッグ持参及びレジ袋削減による，ごみ減量の推進と意識啓発
(12) 古紙リサイクルの推進	・古紙回収ボックスの増設による，古紙リサイクルの推進

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) ごみ

ア 家庭から排出される一般廃棄物

ただし，一般家庭廃棄物の収集については，別途定める津山市ごみ収集承諾事務取扱要領による

種 類		計画処理量 (t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬 入 先
収 集	可燃ごみ	13,500	地点収集	市（直営，委託）	津山市ごみ焼却場 資源化センター 津山圏域東部衛生施設組合 津山圏域西部衛生施設組合
	不燃ごみ	1,350			
	粗大ごみ	170	戸別収集 地点収集 指定日収集		
	資源ごみ	2,700	地点収集 拠点収集		
	合計	17,720			
直 接 搬 入	可燃ごみ	1,400	自己持込	排出者	
	不燃ごみ	155			
	粗大ごみ	260			
	資源ごみ	80			
	合計	1,895			

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは，排出者自らの責任において，適正に処理することを原則とする。自ら処理できない場合は，排出者は，自ら処理施設へ搬入するか，又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し，市の処理施設で処理を行うものとする。

種 類		計画処理量 (t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬 入 先
直 接 搬 入	可燃ごみ	10,800	自己持込	排 出 者 許可業者	津山市ごみ焼却場 津山圏域東部衛生施設組合 津山圏域西部衛生施設組合
	粗大ごみ	5			
	合計	10,805			

粗大ごみは，家庭系粗大ごみと同等品もしくは類似品のみとする。

ウ 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物
繊維くず，畳くず，動植物性残渣の可燃ごみ及び缶，びん，ペットボトルとする。

(2) し尿，浄化槽汚泥等

種 類	計画処理量 (kl / 年)	収集方法	収集運搬主体	搬 入 先
し尿	20,900	戸別収集	許可業者	津山圏域衛生処理組合
浄化槽汚泥	36,500		許可業者	

4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)，浄化槽法(昭和58年法律第43号)，津山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年津山市条例第17号)に基づき，一般廃棄物を適正に収集，運搬，処理する。
- (2) 本市のごみ処理の危機的状況の解消を図り，資源循環型のまちづくりを進めるため，市民，事業者，行政が一体となり，徹底したごみの分別とリサイクルの推進に努め，ごみの減量化を図る。

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

- (1) 新クリーンセンターの平成27年12月稼働に向けて事業を推進する。
- (2) 既存の廃棄物処理施設の整備及び維持管理を行う。
 - ア ごみ焼却場の点検，維持補修
 - イ 粗大ごみ破碎処理施設及び資源化センター処理施設並びに最終処分場浸出水処理施設の点検，管理，維持補修

6 その他一般廃棄物の処理に関し，市長が必要と認める事項

- (1) 最終処分場については埋立てを終了し，収集した不燃物等の選別残渣は持出しを行う。
- (2) 最終処分場の適正な管理，水処理施設の適正な運転管理を行う。
- (3) 選別残渣の持出量の減量を図るため，不燃物選別残渣，プラスチック製容器包装選別残渣のうちプラスチック素材の残渣は，小桁焼却場で焼却する。
- (4) 津山圏域西部衛生施設組合最終処分場については搬入を停止し，収集した不燃物等の持出しを行う。
- (5) 環境基本法(平成5年法律第91号)に定める環境基準の遵守
 - ア ごみ焼却場周辺の大気，土壌
 - イ 最終処分場周辺の水質，土壌
- (6) 在宅医療に伴い家庭から排出される医療系一般廃棄物については，以下のとおり収集又は処理する。
 - ア 注射針等の鋭利な物は，医療機関で回収し，感染性廃棄物として処理
 - イ ビニールパック類等の非鋭利な物は，可燃ごみとして収集し，処理
- (7) 市の関係する施設から排出される生ごみについては，可能な限り堆肥化等の再資源化を行う。
- (8) 廃消火器，ガスボンベ，薬品など津山市の処理施設で処理できない一般廃棄物は，取扱い業者で処理する。